

陳 情 文 書 表

(子ども若者はぐくみ局)

受 理 番 号	2 3 8	受 理 年 月 日	令 和 3 年 5 月 18 日
件 名	聚楽保育所廃止条例の慎重な審議等		
要 旨	<p>京都市は令和3年5月市会に聚楽保育所廃止に係る議案を提出した。同時に今後も新規入所者を募集しないこととしている。今回の廃止議案が提出される前に、保護者や地域住民に対して、意見聴取や説明会が一度も開かれていない。保護者会はこれまでも、民間移管や入所拒否についても度々陳情を行ってきているが、京都市は今回の廃止案について話し合いの場を持たずに条例の改正を急ぐような姿勢で臨んでいる。これは、保護者や地域住民を含む市民との信頼関係を著しく傷付けるものである。廃止有りきで議論を進めるのではなく、聚楽保育所を地域の子育て支援拠点としてや、子育て環境日本一を目指していることの象徴として存続させることなどを含めて検討、審議されるべきである。</p> <p>また、この条例が可決されれば、保護者や地域住民に対して以下に挙げるような不利益を生じさせるものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年度以降の新規入所枠を設けないことにより、在所児童の兄弟が保育を利用する場合、必然的に他園への入園を余儀なくされる。また、兄弟を同一園に入園させやすくするためのポイント加算からも除外されるため、利用調整においても不利となる。</li> <li>2 今後も新規入所枠が設けられない場合、現在0歳児クラスに在籍する児童が1名のみとなる。他のクラスについても、異年齢交流を伴う保育の機会を失うこととなる。このことは子供の成長にとってマイナスと成りかねない。これは、入所時に保護者が聚楽保育所に期待した保育内容を損なうものである。</li> <li>3 近隣には同規模の園庭を持つ保育施設がない。また、園舎に関しても1階部分に全ての部屋があり、階段を使わなくても1日の生活ができるバリアフリーな環境が整っている保育施設もないので、安全で広い場所で伸び伸びと過ごせる環境を希望、選択する機会が奪われる。</li> <li>4 障害の有無や国籍、宗教、思想信条などを問わず、どんな子どもでも受け入れてもらえるセーフティネットとしての保護者と子供の居場所が奪われる可能性がある。</li> <li>5 この場所に保育所があることで保たれている住環境がある。6年後の跡地利用についての不安が生まれ、今までどおりこの地域に安心して暮らせなくなる。</li> </ol> <p>については、聚楽保育所廃止条例の今市会での採決はせず、時間を掛けて十分に審議するとともに、審議に至る前に保護者や地域住民と話し合う機会を確保することを願う。</p>		
陳 情 者			
回 付 委 員 会	教 育 福 祉 委 員 会		